

家畜衛生だより 令和5年8月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

死亡家畜の適正処理について

家畜の飼養者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）」及び「化製場等に関する法律（以下化製場法）」に従い、適切に家畜の死体を処理しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

化製場等に関する法律（一部抜粋）

第二条 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行ってはならない。

2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

ただし、家畜伝染病により死亡した家畜については、家畜伝染病予防法の規定に基づき処理されます。家畜伝染病が疑われる場合は、必ず家畜保健衛生所へ連絡または獣医師へ診断を依頼してください。

Q. 自分の所有地だから埋却してもいいよね？

A. だめです。不法投棄とみなされ、廃掃法、化製場法違反となるおそれがあります。



Q. 県に埋却地を報告しているから、そこになら埋却してもいいよね？

A. だめです。定期報告書で報告している埋却地は、家畜伝染病発生に備えた措置です。通常の死亡家畜の埋却には使用できません。

Q. 個体識別耳標をつける前の子牛だから埋却してもいいよね？

A. だめです。耳標の有無にかかわらず動物の死体は廃棄物にあたり、不法投棄になりえます。



Q. 自己所有地で焼却するのはいいよね？

A. だめです。死亡獣畜の焼却は化製場法違反となりえます。

Q. 堆肥舎で家畜糞尿と一緒に堆肥化してもいいよね？

A. だめです。獣畜又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料化は許可を受けた化製場でしか行えません。(化製場法第2条第1項および第8条)



Q. じゃあ死亡家畜はどう処理すればいいの？

A. 家畜の死体については、廃掃法と化製場法の趣旨に鑑みて、専門の業者に運搬・処理を依頼する等適切に処理してください。

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。